

申告は
お早めに

町・県民税、所得税の 申告の時期になりました

申告受付期間 2月16日(水)～3月15日(火)

町・県民税の申告を町内各地(下記日程のとおり)で受け付けますので、なるべく指定された日に申告していただくようお願いいたします。また、指定された日に都合がつかない方も、できるだけ申告受付期間内(土・日曜日は除く)にお早めに申告をしてください。

町・県民税の申告

申告が必要な方

平成23年1月1日現在、町内に住んでいて(住民登録の有無に関係なく実際に町内に住んでいる方)平成22年中に所得があり、次のいずれかに該当する方。

給与所得者で、勤務先から役場に給与支払報告書が提出されない方
平成22年中に会社退職などにより、年末調整を受けていない方
公的年金以外の雑所得、一時所得、事業所得等の所得がある方
医療費、雑損、寄附金などの各種控除を受けようとする方

*所得がなかった方や療養中であつた方でも、税法上の扶

養になつていない方は、申告をしてください。
*税の証明書が必要な方は、申告をしてください。

申告する必要のない方

次のいずれかに該当する方
税務署へ確定申告書を提出する方
給与のみの所得で勤務先から役場に給与支払報告書の提出がある方
公的年金収入のみの方で、控除等の追加のない方

申告に必要なもの

町県民税申告書(送付されたもの)
印鑑

給与所得者は源泉徴収票または給与支払明細書
社会保険料(国民年金保険料、国民健康保険など)、生命保険料や地震保険料などの控除証明書
医療費控除を受ける方は医療費の領収書、計算明細書、健康保険や生命保険で補てんされた金額がわかる書類など
障害者控除を受ける方は障害者手帳など
その他、申告に必要な関係書類

町・県民税の申告受付日程

(受付時間: 9時～15時30分) 土・日曜日は除く

実施日	会場	対象者・対象地区
2/16(水)	役場3階第1会議室	本町3丁目、寿4・5丁目
2/17(木)	役場3階第1会議室	本町1・2丁目
2/18(金)	役場3階第1会議室	小室4001～6000
2/21(月)	役場3階第1会議室	小室6001～9000
2/22(火)	役場3階第1会議室	小室9001～
2/23(水)	役場3階第1会議室	大針全地区、学園2・3・4丁目
2/24(木)	ゆめくる2階会議室	小室1～4000
2/25(金)	ゆめくる2階会議室	栄全地区
2/28(月)	小針新宿集会所	小針新宿・西小針全地区、寿1丁目
3/1(火)	光ヶ丘公民館	羽貫・小針内宿・内宿台全地区、寿2・3丁目、学園1丁目
3/2(水)～ 3/15(火)	役場3階第3会議室	全地区

町県民税申告書が届いていない方でも、申告が必要な方に該当する場合は、必ず申告してください。申告書は受付会場に用意してあります。
町・県民税の申告は、保育所入所、年金、公営住宅入居や事業資金等の申請などの各種証明の基礎資料になりますので、期間内に忘れずに申告してください。

町・県民税 の申告は...

税務課町民税係

☎ 7 2 1 - 2 1 1 1

☎ 2 1 5 2

お願い

駐車場には限りがあります。また、会場によっては駐車場のないところもありますので、車のご利用はなるべくご遠慮ください。

所得税の確定申告

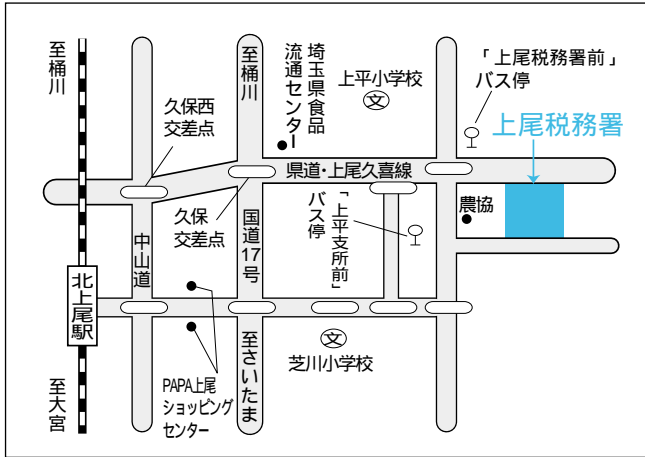
受付場所

上尾税務署

受付期間

2月16日(水)
3月15日(火)まで
(土・日曜日は除く)

なお、平日以外でも2月20日(日)および2月27日(日)に限り、申告書用紙の配布、申告相談および申告書の收受等の受付を実施します。当日は混雑が予想されますので、あらかじめ



【交通機関】

- JR高崎線北上尾駅(東口)から徒歩約20分
- 上尾駅(東口)から朝日バス(羽貫駅行・伊奈総合高校行)に乗車し「上平支所前」下車徒歩3分
- 上尾市内循環バス(ぐるっとくん)上平循環・東西循環の「上尾税務署前」下車
- 北上尾駅(東口)からけんちゃんバス(伊奈総合高校行)に乗車し「上尾税務署前」下車

めこ承知おき願います。
(現金納付の窓口業務は行いません。)

自書申告、
電子申告に
ご協力を



申告納税制度の趣旨から確定申告等の書類は、ご自分で作成し郵送等で提出していただく「自書申告」、または、インターネットによる国税電子申告(e-Tax)を推奨しています。ご協力をお願いします。

所得税の申告は...

上尾税務署個人課税部門(申告案内窓口)
☎ 770-1800(自動音声案内)
〒362-8504 上尾市大字西門前577

国税電子申告(e-Tax)について詳しくは、
<http://www.e-tax.nta.go.jp>
申告について詳しくは、
<http://www.nta.go.jp/>(国税庁ホームページ)をご覧ください。
白色申告者で事業所得(営業や農業等)、不動産所得、山林所得のある人は、必ず収支内訳書を添付してください。
土地、建物、株式等を買った場合の譲渡所得、贈与税および消費税等については、直接上尾税務署に申告してください。

あなたは必要? 町・県民税の申告

